

京都市告示第350号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成30年10月12日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人瑞枝会クリニック	中京区両替町通竹屋町上る西方寺町160番地の2 船越メディカルビルB号	平成30年9月1日
漢方内科・訪問診療クリニック	下京区綾小路通烏丸西入童侍者町169番地 四条烏丸松永ビル4階	平成30年9月1日
やまぐちクリニック	南区西九条開ヶ町200番地	平成30年10月1日
ときわ駅前なかむら眼科	右京区常盤馬塚町15番地1 スギ薬局常盤店2階	平成30年10月1日
医療法人理慶会 もろおかアレルギー科・小児科クリニック	右京区山ノ内五反田町9番地1 御池かどのビル1階	平成30年10月1日
ポプリ薬局六軒町店	上京区今出川通六軒町西入西上善寺町198番地1	平成30年9月1日
初音ゆう薬局	中京区姉小路通柳馬場西入木之下町274番地10 サンハイム御池1階	平成30年10月1日
みやこ薬局桂店	西京区川島東代町53番地1	平成30年10月1日
訪問看護ステーションみらい	伏見区向島津田町102 第2長栄マンション104号室	平成30年7月4日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)